

平成25年第1回砂川市議会臨時会

平成25年4月19日(金曜日)第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
増田 吉章議員
増井 浩一議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月19日 1日間
至 4月19日
- 日程第 3 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(14名)

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員(0名)

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長 善岡雅文
砂川市教育委員会委員長 高橋仁美
砂川市監査委員 奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長 角丸誠一
市立病院院長 小熊豊
総務部部長 湯浅克己
兼会計管理者
市民部長 高橋豊
経済部長 佐藤進
経済部審議監 田伏清巳
建設部長 金田芳一
建設部審議監 古木信繁
建設部技監 山梨政己
市立病院事務局長 小俣憲治
市立病院事務局審議監 氏家実
総務課長 安田貢
税務課長 峯田和興

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長 井上克也
教育次長 和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 中出利明

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長 河端一寿
事務局次長 高橋伸二
事務局主幹 佐々木純人
事務局係長 杉村有美

○議長 東 英男君 おはようございます。本会議の開会前に、4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申し出がありますので、これを許します。

副市長。

〔副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時00分

開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成25年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増田吉章議員及び増井浩一議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月19日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、附属説明資料に基づき説明をいたします。9ページを

ごらん願います。附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第5条第1項の改正は、砂川市行政手続条例の適用除外の定めであり、行政手続法の適用除外とされていた地方税に関する法律に基づき行う申請により求められた許認可等を拒否する処分または不利益処分をする場合について、理由を附記することが適用除外から除かれ、理由を附記することとなったことによる改正規定であります。

第34条の7第2項の改正は、寄附金税額控除の定めであり、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には復興特別所得税額も軽減されることから、現制度同様に寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組みとするため、個人市民税の寄附金に係る特例控除額を見直しする改正規定であります。

第54条第5項の改正は、固定資産税納税義務者等の定めであり、所有者課税が原則である固定資産税の納税義務者について、所有者等を所有者とみなして納税義務者の特例措置としていた独立行政法人森林総合研究所が行う事業に伴う仮換地等に係るものについて、適用期限の到来に伴い削除する改正規定であります。

第130条の2第4項の改正は、特別土地保有税の納税義務者等の定めであり、改正の内容は第54条第5項の改正と同様に、納税義務者の特例措置を削除する改正規定であります。

第147条第3号の改正は、国民健康保険税医療給付費分の案分率の定めであり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより2人世帯から単身世帯になる国民健康保険の被保険者の保険税について、現在行われている特例措置が当該移行後5年目までの間については特定世帯として世帯別平等割額の2分の1を軽減しているところでありますが、これに加え当該移行後6年目から8年目までの間については特定継続世帯として世帯別平等割額の4分の1を軽減し、4分の3の額とする改正が行われることにより、新たに医療給付費分の平等割額として特定継続世帯1万3,725円の案分率を追加する改正規定であります。

第147条の2第3号の改正は、後期高齢者支援金等課税額の案分率の定めであり、先ほどの医療給付費分の案分率の改正と同様に、6年目から8年目までの間の世帯について、後期高齢者支援金等課税額の平等割額として4分の3の額とする特定継続世帯4,875円を追加する改正規定であります。

第159条第1号の改正は、国民健康保険税の7割減額の定めであり、7割減額の平等割額について医療給付費分の特定継続世帯9,608円、後期高齢者支援金等課税額の特定継続世帯3,413円を追加する改正規定であります。

第159条第2号の改正は、国民健康保険税の5割減額の定めであり、5割減額の平等割額について医療給付費分の特定継続世帯6,863円、後期高齢者支援金等課税額の特

定継続世帯 2 , 4 3 8 円を追加する改正規定であります。

第 1 5 9 条第 3 号の改正は、国民健康保険税の 2 割減額の定めであり、2 割減額の平等割額について医療給付費分の特定継続世帯 2 , 7 4 5 円、後期高齢者支援金等課税額の特定継続世帯 9 7 5 円を追加する改正規定であります。

附則第 3 条の 2 の改正は、延滞金の割合等の特例の定めであり、現在の低金利状況に合わせ事業者等の負担を軽減することから、当分の間の利率について、納期限後一月間については基準割引率に年 4 % を加算する現行利率から銀行の貸出約定平均金利に年 1 % を加算した利率である特例基準割合に年 1 % を加算する利率に、納期限後一月経過後の利率は現在の年 1 4 . 6 % の利率から特例基準割合に年 7 . 3 % を加算する利率に引き下げる改正規定であります。

附則第 4 条の改正は、徴収猶予等に係る延滞金の特例の定めであり、延滞金の割合の見直し改正による条文の整理であります。

附則第 4 条の 2 の改正は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めであり、消費税引き上げによる影響を平準化する観点から、住宅ローンにおける税額控除について、居住年及び減税適用年度をそれぞれ 4 年間延長する改正規定であります。

附則第 7 条の 4 の改正は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の定めであり、第 3 4 条の 7 第 2 項の改正内容と同様に、復興特別所得税が課税されることに伴い、寄附金に係る特例控除額を見直すための改正規定であります。

附則第 1 0 条の 2 の改正は、法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号及び第 1 0 項の条例で定める割合の定めであり、固定資産税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係るものが追加されたことにより条文を追加するものであります。なお、現在、都市再生特別措置法により都市再生緊急整備地域として指定されている地域は大都市が中心となっております。

附則第 1 7 条の 2 第 3 項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第 2 0 条の 7 の 2 の改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の定めであり、東日本大震災により有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなったものの相続人が当該家屋の敷地に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人が取得した日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとする改正規定であります。

附則第20条の8第1項の改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第21条の改正は、都市計画税の法附則第15条第37項の条例で定める割合の定めであり、附則第10条の2の改正と同様に、都市計画税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めるための条文追加であります。

法附則第21条の2、21条の3、21条の4、21条の5、21条の6の改正は、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、附則第21条の追加に伴う条文整理及び条の移動であります。

附則第22条の3の改正は、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する読みかえ規定の定めであり、附則第21条の追加に伴う条文整理であります。

附則第23条の改正は、都市計画税の課税標準の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第40条の改正は、国民健康保険税の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の定めであり、附則第20条の7の2の改正内容と同様に、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、6ページに戻っていただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは平成26年1月1日から、第2号に定めるものは平成27年1月1日から施行するものであります。

第2条は延滞金に関する経過措置の定めであり、第3条は市民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置、第5条は都市計画税に関する経過措置、第6条は国民健康保険税に関する経過措置を規定をしております。

それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き、平成25年度以後の年度分について適用するもので、平成24年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） ただいま提案されました議案第1号についての質疑をさせていただきたいと思っております。なかなか市税条例というのは難しくわかりづらいところもあるので、もうちょっと今の提案説明より4点部分のところで詳しく説明をしていただければ

ばなと思いつつの質疑でございます。

まず、1点目は147条の3号関係の国民健康保険税医療給付分の平等割、特定継続世帯の部分なのですけれども、そもそも普通の場合は幾らで、特定世帯というのはもう一度どういう世帯のことを言って、その特定世帯をあと3年間継続するということなので、そこはわかってくるのですけれども、その辺のところをもう一度、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから、附則第3条の2の延滞金の割合の関係なのですけれども、今の説明ではこれまでの4%あるいは14.6%ですか、それを特例基準プラス1%と、こうお話しされたのですけれども、結局どうなるのか、そこをずばりとお答えいただければと思います。

そして、3点目は附則第7条の3の2ですか、個人市民税の住宅ローンの控除の延長だと思うのですが、これちょっと地方税法の改正をのぞいてみると、延長ばかりではなくて拡充というところも国のほうは決めているようなのですけれども、その辺のところは市民税についても同じようにあるのかないのか、こちらのほうもちょっとお伺いをしたいと思います。

最後に、附則第20条の7の2というやつですけれども、こちらのほうは東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡云々と、こういうふうになっていますよね。この本文のほうを見ていきますと、かなりのボリュームでこれ書かれているのですけれども、税条例の改正という形で、東日本大震災の被災居住というその財産が市内にあり得るのかないのか、東日本大震災で被災居住した財産の敷地というのが市内にあるのかないのかということをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 市税条例の改正につきまして、4点ほど詳しく説明ということがありましたので、市税条例はなかなか非常に条文等がありますので、条文の内容等ではわかりづらい部分もありますので、若干内容を説明させていただきたいと存じます。

まず、初めにありました国民健康保険税の特定継続世帯の部分についてでありますけれども、初めに国民健康保険税の特定世帯につきましては、平成20年度の後期高齢者医療制度創設に伴いまして、国民健康保険世帯の被保険者が後期高齢者医療保険に移行することにより2人世帯が単身世帯となった場合、国民健康保険税の特に世帯別平等割の負担増の影響が大きいことから、それらの世帯につきまして、特定世帯として後期高齢者医療保険に移行してから5年間につきましては国民健康保険税の世帯別平等割額を半額とする軽減措置がとられていたところであります。今回の改正につきましては、平成20年度から5年を経過し、平成25年4月からこの軽減措置の対象から外れる世帯が生じるということから、急激な負担増を避けるために現在の特定世帯の軽減措置5年間の適用に加えまし

て、6年目から8年を経過するまでの3年間につきまして新たに特定継続世帯として世帯別平等割額の4分の1を軽減し、4分の3の額とするものであります。本来の案分率であります医療給付費分は1万8,300円であり、これを1万3,725円に、後期高齢者支援金等課税額6,500円を4,875円とするものでありまして、これに伴いまして7割、5割、2割の減額分につきましても、それぞれ同様の軽減措置の改正を行ったところであります。

続きまして、延滞金についてであります。延滞金が結果としてはどのような形になるかということでありますけれども、延滞金につきましては、現行制度といたしましては納期限の翌日から納付の日までの期間において1カ月を経過する日までの期間については年7.3%の利率、それ以降につきましては年14.6%を加算して納付しなければならないと規定されているところでありますが、納期限を経過して納付しない場合、すぐに法律の延滞金を科すのではなく、段階を踏むことにより早期の納付を促す趣旨となっております。また、この年3%の利率につきましては、当分の間の特例措置として平成12年より公定歩合に年4%を加算するものとしており、現在では年4.3%となっているところであります。今回の改正では、市中金利の水準が従前よりさらに低下していることや納期限から1カ月以降の延滞金は年14.6%と高率のままであることから、特例措置としてそれぞれの利率を引き下げる方向で見直しがなされ、現行の1カ月以内の年7.3%の割合は銀行の貸出約定平均金利に年1%を加算した利率である特例基準割合に年1%を加算する割合といたしまして、現行の金利では年3%、年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%を加算するとされておりますので、現行金利で年9.3%になるよう改正するものであります。

続きまして、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、平成21年度の税制改正によりまして住宅ローン減税制度の拡充があり、所得税から控除できなかった部分を個人市民税から税額控除するものであります。住宅取得は取引価格が高額であることなどから、消費税率引き上げの前後における駆け込み需要及びその反動による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担増加による影響を平準化する特例的な措置として所得税の住宅ローン控除制度の延長及び控除限度額の拡充が行われ、地方税法も同様に改正をされたものでありまして、市税条例といたしましては個人市民税において相続税と同様に期間の延長を4年間するものであります。

最後になりますが、4点目になりますけれども、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の改正という部分でありますけれども、これらのものが市内にあり得るのかというご質問かと思えます。平成25年度税制改正の基本的な考え方は、東日本大震災からの復興を目に見えた形で大きく前進させるべく税制面からも強力に支援するとされ、復興支援のための税制上のいろいろな措置が講じられたところでもあります。今回の改正は、適用条文の震災特例法や租税特別措置法への読みかえ規定のほか、

居住用財産の譲渡に係る特例について、東日本大震災により居住することができなくなったものの相続人についても、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例による適用が受けられることとなるものであります。当市においては、直接震災による影響はなかったところでありますけれども、当該相続人が転入や相続により個人市民税において特例を受ける場合もあることから、地方税法の改正同様の改正を行うところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体わかってきたかなというふうに思うのですけれども、それぞれ4点聞いていますけれども、最後の東日本の関係については、そういう対象の財産は今のところないけれども、相続人という形でもしかしたら市内の人でも出てくるかもしれないというようなことで、これはもうわかりました。

個々の関係のもわかったのですけれども、結局本来1万8,300円の均等割のところを特定世帯だと半額になって、その期限が切れるからそれをさらに3年間ですか、それを1万3,725円にするということのようですね。あとは関連なので。ただ、これ今まで期限が切れればもとの1万8,300円になっていたでしょうし、市としては税収がどれだけかわからないけれども、下がることは間違いないのだと思うのです。それについて、そもそも特定世帯というのが、どの段階でもいいのですけれども、大体どのぐらいの世帯が市内にいらっやっていて、この改正による影響額というのは一体どのぐらいになるものなのかというのを2点目にお伺いするのですけれども、そのほか2点も全く同じように、延滞金の関係も、これはできれば皆さん納期限内に納めていただければこういうことはなくなるかなのでしょうけれども、納期限内で納めていただかない方についてのことだと思うのですけれども、こちらのほうもこの改正をすることによって幾らほどの影響額が出るのかをお伺いします。

最後に、個人市民税の住宅ローンの控除に関しても、これによって影響額はどのくらい受けるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 各改正に伴います影響額についてのご質問だと思います。

まず初めに、特定継続世帯における影響額についてでありますけれども、現在、特定世帯につきましては平成24年度賦課の時点で442世帯が該当をしております。これらの世帯が5年を超えると順次これらの特定継続世帯に該当になるということでありまして、現在の試算によりますと平成25年度では166世帯、金額にいたしまして6万5,000円が影響額として現在試算されているところでございます。

続きまして、延滞金の影響の点についてでありますけれども、延滞金につきましては、平成23年度の決算ベースになりますけれども、市税と国民健康保険税を合わせまして約50件、82万円の実績がありますけれども、改正により利率が下がることによりまして

延滞金額としては減少することも考えられますけれども、延滞金につきましてはその時々
の納められる方のケースによりますので、直接どのような影響額が及ぶというものは試算
することはできないところではございますけれども、まだ一月を超える部分で高率の部分、
利率の高い部分がまだ残されていますので、ある程度これからもそれらの利率が残される
ことによって、延滞金という部分ではないですけれども、期限内納付が進められていくの
ではないかと、そのような考え方を持っているところでございます。

続きまして、住宅借入金の特別税額控除によります個人市民税の影響額につきましては、
平成23年度が456万5,000円、平成24年度が444万5,000円となっております。
制度が延長されることによる影響といたしましては、これらも住宅を建てられて
住宅ローンを借り入れる状況にもよりますけれども、消費税引き上げ後の個人市民税額に
ついては控除限度額の拡充の制度もあります。減収分が増加することも考えられておりま
す。これらにつきましては、試算することはなかなか難しい状況でありますけれども、こ
れらによって市税が減収となることも考えられております。現在といたしましては、これ
らの減収分につきましては地方特例交付金ということで国による財源補填がされておしま
して、今回につきましても全額国費で補填されるということにはなっておりますけれども、
その詳細についてはまだ明らかにされていないところでございます。

○小黒 弘議員 終わります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長 東 英男君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで平成25年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年4月19日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員